平成１９年第３回南会津町議会臨時会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

平成１９年８月７日（火曜）午前10時00分開会

日程第　１　会議録署名人の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　知事提出議案第１号
南会津町荒海財産区議会設置条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

１番	湯　田　　　哲	議員	２番	渡　部　俊　夫	議員
３番	高　野　精　一	議員	４番	馬　場　信　作	議員
５番	山　内　　　政	議員	６番	渡　部　　　優	議員
７番	星　　　光　久	議員	８番	楠　　　正　次	議員
９番	大　宅　宗　吉	議員	１０番	渡　部　忠　雄	議員
１１番	湯　田　秀　春	議員	１２番	星　　　登志一	議員
１３番	星　　　和　男	議員	１４番	平　野　昌　盛	議員
１５番	阿久津　梅　夫	議員	１６番	渡　部　　　東	議員
１７番	芳賀沼　順　一	議員	１８番	菅　家　幸　弘	議員
１９番	大　竹　幸　一	議員	２０番	児　山　寿　明	議員
２１番	五十嵐　　　司	議員	２２番	渡　部　康　吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
横山恒廣	教育長	湯田タマイ	会計室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	大竹政義	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	森秀一	農林課長
渡部文政	農業委員会事務局長	長沼芳樹	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤田洋一	議会事務局長	馬場秀成	事務局長補佐

―――

午前10時00分開会

開会の宣告

〇渡部康吉議長　おはようございます。本日は大変ご苦労様です。只今の出席議員は 22 名であります。只今から平成 19 年第３回南会津町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

〇渡部康吉議長　本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

大変暑くなっておりますので、上衣の脱衣を許可します。

―――

会議録署名議員の指名

〇渡部康吉議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、４番 馬場信作君、14 番 平野昌盛君を指名いたします。

―――

会期の決定

〇渡部康吉議長　次に日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日限りと決しました。

知事提出議案第１号　南会津町荒海財産区議会設置条例の制定

○渡部康吉議長　次に日程第３　知事提出議案第１号　南会津町荒海財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成19年第３回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。提案理由の説明に先立ちまして、過日発生しました平成19年台風第４号並びに５号、そして７月16日に発生しました新潟県中越沖地震により、犠牲となられました方々のご冥福と、被災されました皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、今臨時会に提案いたしました知事提出議案の提案理由を説明させていただきます。

知事提出議案第１号　南会津町荒海財産区議会設置条例の制定についてでありますが、本案は、合併協議により、田島町荒海財産区は荒海財産区として南会津町に引き継ぐことが定められ、合併時に地方自治法施行令第３条の規定により、田島町荒海財産区議会設置条例は暫定施行されておりました。

荒海財産区は荒海地区に限定して設置されている特別公共団体であり、同区内で行われる所有財産の処分及び管理行為、または、その結果生ずる利害等については、財産区地域内住民の福祉の向上のために使われるものであり、合併後の南会津町全体のために使用されるものではありません。

これらのことから、財産区の利害関係は自治体の利害関係と必ずしも一致せず、町村議会が財産区の運営を決定することが適当でないことから、田島町荒海財産区の議会設置条例を廃止し、新たに南会津町の条例として財産区の議会を設置するための条例を制定するものであります。

また、附則により議員の任期について、新条例施行後においても引き続き現議員の任期である９月11日まで在職することを定めるとともに、設置条例施行後50日以内に新議員選出の選挙を執行するものであります。

なお、本件は地方自治法第 295 条の規定により、財産区議会設置条例の提案権は都道府県知事に専属するもので、今回、福島県知事が本議会に提出するものでございます。

以上、提案いたしました議案について、ご説明を申し上げましたのでよろしくご審議を賜りご議決くださいますよう、お願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長　ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

15 番　阿久津梅夫君。

○阿久津梅夫議員　荒海財産区と言うのは・・・

○渡部康吉議長　ちょっと、マイクを使ってください。

○阿久津梅夫議員　スイッチ入れたんだが。誠に勉強不足ですみませんが、これは、前に聞くと桧沢、田島にもあったらしいんですが、それは解散したと聞いてましたが、この時には、このあれは解散できなかったんですか。できない理由とあれを聞きたいです。

○渡部康吉議長　農林課長。

○農林課長　ご説明を申し上げます。田島財産区と荒海財産区は、昭和 31 年から昭和 39 年にかけて縁故特売により財産の一部を処分しております。その後残された財産を田島町に寄付をした訳でございますが、財産が消滅したということで解散しております。

繰り返しますが、残された財産一切を田島町に寄付をして財産が消滅したということで田島財産区、桧沢財産区は解散しております。

その時、荒海財産区は縁故特売を行わずに現在に至っております。今現在、緑資源機構造林や公社造林等の分収造林を中心に管理運営にあたっているというようなことで荒海財産区は存続をしています。以上、ご説明を申し上げます。

○渡部康吉議長　19 番　大竹幸一君。

○大竹幸一議員　この議案はですね、県知事提案ということで、私が議員になって初めてこういう県知事提案というのは。初めてかなあと思っております。そこで、この条例の内容は問題ないと思うんですが、この条例を設置するまでの流れといいますか、それについてちょっと伺いたいと思いますが、まず一つはこの地方自治法の第 295 条ですね、そこで財産区に関して条例設定する場合は、県知事が設定するというふうに書いてあるんですが、今回の 295 条が大変ややっこしい文章なもんですから、今回の議会の議決を経て市長村または特別区の条例を設定しってありますが、ここで言っている議会というのはですね、この町議会のことを言っているのか、それとも県議会のことを言っているのかなあと思ったりするんですが。その辺の解釈ですね。が第一点と、それから、その 295 条でさらに財産

区の議会又は総会を設けて、財産区に関し、市長村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができると、ちょっと分かりにくい、あるもんですから、今回決まっても、この後この条例がどんなふうになるのか、もう一回財産区の議会にかかるような、なんかちょっとその辺が分からないんですが、その辺の流れですね、流れが、今回はどのような場なのか、今後はどうなるのか、ということを伺いたいと思っております。

それからもう一点はですね、この議案の提出者が知事になっている訳ですが、今日は知事が来るのかなあと思っていたのですが、知事が来るようでもないし、何かこう、いわゆる委任状といいますかね、何かそういうものがあるのかどうか。その辺の手続きですかね、それを伺いたいと思います。

〇渡部康吉議長　農林課長。

〇農林課長　お答えいたします。只今のご質問の議会と言うのは、南会津町議会を指しております。それから二つ目の流れでございますけども、これが議決になりますと議会から福島県知事に報告をされます。そして議会から南会津町長に議決の通知がなされます。そして次に福島県知事から南会津町長に公告の依頼がございます。そして公告式の条例に従いまして町長は公告をするということで一連の流れが終わります。

それで今回の設置条例が可決されまして公告が行われますと、今度、荒海財産区議会が南会津町荒海財産区議会として議会を招集することになりますが、その中で設置条例以外の条例を提案し、議決をしていただくという流れになっております。以上、ご説明を申し上げます。

〇渡部康吉議長　総務課長。

〇総務課長　三点目について私の方から答えさせていただきます。提案者が知事になっており、委任状等は、ということでありました。これにつきましては、県知事より町議会と町長の方に提案する旨の通知が参ってございます。内容につきまして申し上げさせていただきますが、財産区は元々町村の一部にあるものでありまして、このため財産区設置条例は、その提案権は都道府県知事に専属するということで295条でうたわれてございます。

あくまでも当該市長村の条例となるべきものでありまして、極めて特殊な地位にあるものと考えます。

従いまして法に基づく提案者は知事でありますが、当該市長村の議会での議決を必要ということになるために、提案理由につきましては、慣例に従いまして町長が代わって説明を行うものであります。まあ慣例と申し上げましたが、県の方でも特に極めて特殊なもの

であるために全国の都道府県等について調査しましたところ滋賀県の財産区の設置条例の提案の方法を引用させていただきまして、今回の提案とさせていただいたところであります。

〇渡部康吉議長　７番　星光久君。

〇星光久議員　単純なんですが、面積は。これの荒海財産区の面積はどのくらいあるんですか。

〇渡部康吉議長　農林課長。

〇農林課長　お答えいたします。山林が 31,408,100 ㎡です。そして原野が 270,096 ㎡です。その他、宅地になりますけれども 232 ㎡ございます。合計しまして 31,678,428 ㎡となっております。以上、ご説明申し上げます。

〇渡部康吉議長　11 番　湯田秀春君。

〇湯田秀春議員　先ほどのですね 15 番議員にですね、なぜその解散できなかったのかという、なぜの部分がちょっと回答がなかったような感じしますが、荒海財産区だけなぜ解散できなかったのか、それをお聞きしたい。私、今面積は分かったんですけど、固定資産税とかこういったものはどういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいんですけどもお願いしたいと思います。

〇渡部康吉議長　農林課長。

〇農林課長　先ほど申し上げました田島財産区、それから桧沢財産区については、縁故特売、その後に残されたもの全部を田島町に寄付をして、なくなったことによって解散をしたという形でございます。荒海財産区は縁故特売をせずにそのままきている訳なんですが、同じく町に対する寄付はされております。昭和 62 年８月に 2,097ha、財産区全体の面積からしますと、ほぼその当時で 40％相当の寄付をしております。それで現在残されております面積が先ほどご報告申し上げた訳なんですが、荒海財産区としましては、解散の意志もなく分収造林等によって今現在盛んに活動をしている状況でございます。それから固定資産税の関係でございますけど、固定資産税は特別公共団体ということで支払ってございません。以上でございます。

〇渡部康吉議長　他にございませんか。

　４番　馬場信作君。

〇馬場信作議員　色々議論の中で、ちょっと町長さんの考えをお聞きしたいんです。というのは、先ほど総務課長さんも財産区という方式は極めて特殊な話、確かにそうですね、

町の中にある財産ですから、まあ一般的には町の財産のはずなんですが、まあこういう形態、おそらくこういう財産を形成する過程で田島町の合併時代、旧荒海村の時代にそれなりの権利者ですか、地権者が投資したり財産の形成に色々なことがあった関係で特別財産区という形態で今もあると思いますし、これからも続くそれ自体は私は地元民のそれなりの財産形成に関わった経過があるからこそ極めて特殊な形で残っていると思いますが、しかし、今、固定資産税も免除されているし、また町の中に特別格の法人といいますか、まあ一種の特別自治体ですか、ような性格のものがあるんじゃ二重存在といいますか、また言葉を変えれば治外法権的に財産に関しては、外法権的に存在することは、これ自体ある意味じゃ、そういう意味での極めて特殊な形と私は思うんですが、今後の方向ですね、もちろん財産区の地権者の意志なり考えもあると思いますが、町の考えなり、もしも指導と言うものはどういうふうに考えておられるのかお聞かせください。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。只今議員からお質しのとおり、それぞれの地域がですね、それぞれの地域の資源、あるいは、それぞれの地域の事情によって、それぞれ先人から伝えられた田んぼや畑やあるいは山林等の活用が地域ごとに違っていたと思います。その重要度については、やはり、たとえば桧沢、荒海を考えた場合に桧沢地区について、耕作地帯という部分がございます。まあそういう意味でなぜ財産区が荒海財産区だけが残った。まあ色々なことが考えられますし、伝え聞いておりますが、私は荒海地区の住民の方々が非常に山林にですね、寄せていた想い、そしてまた、山林を通じて経済活動を起こしてきたその活動が非常に高かったということで 40％の寄付に留まったというふうに理解をしております。ですから、そういう背景がございますので総務課長がですね、極めて特殊だと言ったのは、知事提案という形で議会に提案されるのは極めてまれだとこういうふうに申し上げました。財産区自体は残っているのは県内でも相当数ございます。従って私は地域のそれぞれの特性をですね、さらに活用していく意味では今後、財産区の議会の決定を尊重しなければなりませんが、私は継続されるものだとこのように理解をしているところであります。固定資産税が払う払わないという問題ありますが、このことについても議論になったことがありますけれども、それぞれ寄付をされたりですね、あるいは縁故特売をされたものについては、固定資産税を課税するということになるでしょうけど、町に寄付されたものについては課税対象になっていないということでございますので、地区

にあっては財産区がそれなりに貢献している部分もございますので必ずしも一律な考え方が妥当ではない。違ってていいと、こう考えますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　他にございませんか。

（「ありません」と言う発言あり。）

○渡部康吉議長　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う発言あり。）

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

○渡部康吉議長　これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了しました。

上衣の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成 19 年第 3 回南会津町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前１０時２３分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

平成１９年８月８日

南会津町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員